

宮崎海区漁業調整委員会指示

(令和7年4月1日時点で有効な指示)

◎ 宮漁調委指示第2号

一本釣漁業者一般

漁業法第67条第1項の規定に基づき、宮崎県沖合における一本釣漁業の操業について、次のとおり指示する。

昭和37年12月14日

宮崎海区漁業調整委員会会長 調 所 忠 行

火光の制限

集魚に使用する火光設備容量は、電源2キロワット以内とする。

◎ 宮漁調委指示第8号

日向市と都農町との境から、宮崎市と日南市との境に至る地先海域においては、あぶらえさ（あぶらいか、あぶら布等油性物を利用する餌料の一切を含む。）の使用を禁止する。
右漁業法第67条第1項の規定に基づき、指示する。

昭和37年12月14日

宮崎海区漁業調整委員会会長 調 所 忠 行

◎ 宮漁調委指示第22号

漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事している場合、又は試験研究のために水産動物を採捕する場合を除き次に掲げる区域においては、あぶらえさ（あぶらいか、あぶらあみ、およびあぶら布等油性物を利用する餌料の一切を含む。）の使用を禁止する。

右漁業法第67条第1項の規定に基づき指示する。

昭和46年8月18日

宮崎海区漁業調整委員会会長 河 野 義 助

- 1 大分県と宮崎県の境から日向市と都農町との境に至る地先海域
- 2 宮崎市と日南市の境から宮崎県と鹿児島県との境に至る地先海域

◎ 宮漁調委指示第23号

ぼらまき刺網漁業者一般

漁業法第67条第1項の規定に基づき、宮崎県沖合におけるぼらまき刺網漁業の操業について次のとおり指示する。

昭和46年9月11日

宮崎海区漁業調整委員会会長 河 野 義 助

水深15メートル以深では操業してはならない。

◎ 宮漁調委指示第24号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、宮崎県の地元海面において、バクダン釣漁具の使用を禁止する。

昭和47年11月18日

宮崎海区漁業調整委員会会長 河 野 義 助

◎ 宮漁調委指示第27号

漁業法第67条第1項の規定に基づき、門川町地先海面においてアミ餌を使用して行う釣を全面禁止する。

昭和50年5月22日

宮崎海区漁業調整委員会会長 河野 義 助

◎ 宮漁調委指示第78号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、すくい網の使用について平成18年12月1日付けで次のとおり指示した。

平成18年12月14日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

1 使用の制限

水産動植物の採捕の目的をもって、下表の上段に掲げる区域においては同表中段に掲げる期間に同表下段に掲げる漁具を使用してはならない。ただし、宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第45条第1項の規定により試験研究を目的として知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合は、この限りでない。

禁止区域	禁止期間	禁止漁具の種類
① 延岡市大武町大武背割堤先端を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ② 延岡市東浜砂町浜砂排水機場（建屋）を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ③ 児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋橋脚のうち、最南側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ④ 宮崎市佐土原町石崎川下流のなぎさ橋橋脚のうち、最北側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面	毎年11月1日から翌年4月30日までの午後6時から午前6時まで	間口最長差し渡しが30センチメートルを超え、かつ、目合（網目）が5ミリメートル以下の細めのすくい網

2 有効となる日

平成19年1月1日から

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第136号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。
なお、この宮崎海区漁業調整委員会指示は、令和7年12月31日をもって効力を失う。

令和4年12月5日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

宮崎県児湯郡川南町及び高鍋町地先海面において、次のとおりまき餌の使用を禁止する。

1 禁止区域

児湯郡都農町・川南町界陸岸から117度の線と、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線とによって囲まれた海域。ただし、児湯郡高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と児湯郡高鍋町大字北高鍋3485番地の日本電信電話株式会社の鉄塔と、高鍋町大字上江字飯長寺の金比羅山頂を見通す線とによって囲まれた水深30メートル以浅の海域は除

く。

2 禁止期間

令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第137号

宮崎海区におけるさんごの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年12月5日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

（採捕の制限）

1 宮崎海区において、あかささんご、ももいろさんご及びしろさんごの生体及び死骸（以下「宝石さんご」という。）を採捕してはならない。ただし、宮崎海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

（承認の対象者）

2 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

（承認証の交付）

3 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

（承認証の携帯義務）

4 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、3の承認証を携帯しなければならない。

（承認の制限、条件の変更又は採捕の停止）

5 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

（承認の取消し）

6 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

（譲渡又は販売の禁止）

7 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはならない。

（意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止）

8 承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

（採捕報告書の提出）

9 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

（取扱要領）

10 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

（指示の有効期間）

11 この指示の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第138号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、宮崎海区における浮魚礁の利用について、次のとおり指示する。

令和5年1月19日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

1 この指示において「浮魚礁」とは、以下のものをいう。

浮魚礁名称	設置者	航路標識名称
うみさち1号	宮崎県	油津港東沖浮魚礁施設灯
うみさち2号	宮崎県	川南港東沖浮魚礁施設灯
うみさち4号	宮崎県	宮崎港東沖浮魚礁施設灯
うみさち5号	宮崎県	都井岬南東沖浮魚礁施設灯
うみさち6号	宮崎県	門川港東沖浮魚礁施設灯
うみさち7号	宮崎県	都井岬南沖浮魚礁施設灯
日向灘GPS波浪計	国土交通省	日向灘波浪観測灯浮標

(利用の承認)

- 2 浮魚礁の礁体から半径1海里以内の水域で漁業を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(承認の制限又は条件)

- 3 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、前項の承認をするにあたり、当該承認に制限又は条件を付けることがある。

(承認の取消)

- 4 委員会は、前項により付された制限又は条件に違反した場合等漁業調整のために必要があるときは、承認を取消すことがある。

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第139号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、当委員会が行った次に掲げる指示は、令和5年1月19日をもって廃止する。

令和5年1月19日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

一 浮魚礁の利用に関する委員会指示

（平成12年3月6日付け宮漁調委指示第61号）

二 浮魚礁の利用に関する委員会指示

（平成13年3月30日付け宮漁調委指示第63号）

三 浮魚礁の利用に関する委員会指示

（平成14年6月6日付け宮漁調委指示第66号）

四 浮魚礁の利用に関する委員会指示

（平成16年3月4日付け宮漁調委指示第71号）

五 浮魚礁の利用に関する委員会指示
(平成17年3月22日付け宮漁調委指示第72号)

六 浮魚礁の利用に関する委員会指示
(平成26年2月13日付け宮漁調委指示第105号)

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第140号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、カサゴの採捕について、次のとおり指示する。

令和5年1月19日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照 豊

宮崎県の地先海面においては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、全長18センチメートル以下のカサゴの採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的とする採捕であって、宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合は除く。

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第141号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年8月21日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照 豊

宮崎県串間市地先海面の養殖場の区第20号(管理番号:20-1、20-2号)の区域において、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

1 禁止区域(経緯度はいずれも世界測地系の経緯度)

(1) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島地先の区第20号(管理番号20-1A、20-1B号)の区域

ア 基点第149号から147度22分1,146メートルの点

(北緯31度26分2.048秒、東経131度13分16.897秒の点)

イ 基点第149号から176度17分1,532メートルの点

(北緯31度25分43.778秒、東経131度12分57.212秒の点)

ウ 基点第149号から190度29分1,245メートルの点

(北緯31度25分53.688秒、東経131度12分44.895秒の点)

エ 基点第149号から199度3分1,356メートルの点

(北緯31度25分51.834秒、東経131度12分36.709秒の点)

オ 基点第149号から215度9分1,229メートルの点

(北緯31度26分0.840秒、東経131度12分26.694秒の点)

カ 基点第149号から203度13分345メートルの点

(北緯31度26分23.139秒、東経131度12分48.390秒の点)

基点第149号の位置は次のとおり

基点第149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱

(2) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島沖合の区第20号(管理番号20-2号)の区域

ア 基点第150号から272度7分2,540メートルの点

(北緯31度25分5.970秒、東経131度12分44.831秒の点)

イ 基点第150号から255度7分3,494メートルの点

(北緯31度24分33.834秒、東経131度12分13.012秒の点)

ウ 基点第150号から234度29分2,937メートルの点

(北緯31度24分7.511秒、東経131度12分50.291秒の点)

- エ 基点第150号から 242度38分1,999メートルの点
(北緯31度24分33.037秒、東経131度13分13.644秒の点)
- オ 基点第150号から250度30分2,115メートルの点
(北緯31度24分39.964秒、東経131度13分5.391秒の点)
- カ 基点第 150号から 255度 7分 1,912メートルの点
(北緯31度24分46.933秒、東経131度13分10.929秒の点)

基点第150号の位置は次のとおり

基点第150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標鉾

2 禁止期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第143号

宮崎海区におけるうみがめの採捕及びうみがめの卵の採取について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年12月25日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

(採捕の制限)

- 1 宮崎海区において、うみがめ科のあおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい並びにこれらの卵（以下「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる目的をもって宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りではない。

- (1) 試験研究
(2) 増殖
(3) 委員会が特に認めた目的
(承認の申請等)

- 2 うみがめの採捕にかかる承認等の手続きは次のとおりとする。

- (1) うみがめの採捕をしようとする者は、承認申請書を委員会に提出しなければならない。

委員会が承認したときは、承認証を申請者に交付する。

- (2) 承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に書換交付申請をしなければならない。
(3) 承認証を亡失し、又は棄損したときは、速やかに再交付申請をしなければならない。

(採捕禁止期間)

- 3 承認を受けた者であっても、6月1日から7月31日までの期間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

(雌がめの採捕禁止)

- 4 承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

(承認の期間)

- 5 承認の有効期間は3年以内とし、この委員会指示の有効期間の満了日を超えない範囲とする。

(制限又は条件)

- 6 承認の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者は、うみがめを採捕する場合は、承認証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。
(2) 承認を受けた者は、承認の有効期間終了後又は承認数に到達後、速やかに別に定める様式による報告書を委員会に提出しなければならない。なお、承認期間が1年

を越える場合は、前述の報告に加えて毎年末までの報告を速やかに提出しなければならない。

- (3) 目的以外の採捕をしてはならない。
- (4) 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- (5) 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその承認証を委員会に返納しなければならない。

(取扱要領)

- 7 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（令和2年12月10日制定）によるものとする。

(所持及び販売の禁止)

- 8 承認を受けないで採捕したうみがめ（標本及びはく製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(指示の有効期間)

- 9 この委員会指示の有効期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までとする。

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第 144号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 14 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。

操業期間以外にあっては、設置者の責任のもとで漬けを撤去しなければならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第 138号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

1 操業区域及び操業期間

操業区域	操業期間
①次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線に囲まれた海域 イ イクイ 簀から97度、10,400メートルの点（世界測地系北緯32度26分31秒、東経131度48分19秒） ロ 大分県深島南端（灯台）から156度58分、6,744メートルの点（世界測地系北緯32度39分33秒、東経131度57分16秒） ハ ロから90度、8,100メートルの点（世界測地系北緯32度39分33秒、東経132度2分28秒） ニ イから90度、8,100メートルの点（世界測地系北緯32度26分31秒、東経131度53分30秒）	4月1日から11月30日まで
②次のホ、ヘ、ト、チ及びホを順次に結んだ線に囲まれた海域 ホ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経131	9月1日から翌年1月31日まで

	度55分00秒	
へ	世界測地系：北緯32度35分00秒、東経132度5分00秒	
ト	世界測地系：北緯32度35分00秒、東経132度9分00秒	
チ	世界測地系：北緯32度17分00秒、東経132度0分00秒	

- 2 設置基数
操業区域②に設置する漬けの基数は5基を上限とする。
- 3 指示の有効期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

◎ 宮崎海区漁業調整委員会指示第145号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

令和6年9月24日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照豊

（届出）

- 1 宮崎県沖合水深100～200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

- 2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、宮崎県におけるあまだい類、かさご、さばふぐ類等に関する沿岸延縄漁業の資源管理協定のあまだい延縄漁業に参加しなければならない。

（漁獲量の上限）

- 3 あまだい延縄漁業で令和6年漁期（令和6年10月から令和7年9月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の漁獲量の上限（属人漁獲量）			県留保量	合計
	県北部 （延岡市～日向市管内の漁業協同組合）	県中部 （都農町～宮崎市管内の漁業協同組合）	県南部 （日南市～串間市管内の漁業協同組合）		
令和6年	0.3トン	3.4トン	12.2トン	0.5トン	16.4トン

（漁獲成績報告書）

- 4 届出を行った者は、委員会が別に定める方法により、漁獲成績報告書を、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

(採捕抑制の要請)

5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

(指示の有効期間)

7 この指示の有効期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとする。